

先行取得の手続き上の留意点（民間に売却する場合）

1. 相続等の場合の届出

相続、寄付・贈与等の無償の譲渡、土地の収用・競売（裁判所の命令による処分を含む）・滞納処分など本人の直接の意思に基づかない土地の所有権の移転の場合には、「届出」は必要ありません。

2. 届出をおこなわなかった場合の取り扱い

「届出」をせずに土地を有償で譲り渡した場合や、虚偽の届出をした場合、さらに、跡地利用推進法17条に規定する「売買を制限された期間内」に土地を譲渡した場合には、50万円以下の過料に処されることがあります。

3. 途中で買主が変わった場合の取り扱い

市・村から「土地を買い取らない」旨の通知を受けた後に、実際に売買する段階で買主（譲受人）が変更になった場合、通知から1年間は届出の必要はありません。
ただし、民間での土地の売買の後、再び土地を民間で売買しようとする場合には、再度「届出」が必要です。

4. 手続きに必要な期間

市・村に「届出」を提出した後、最大6週間は土地の譲渡が禁止されます。

「届出」のあった日から起算して3週間以内に、市・村が買取協議を行う旨の通知または、買い取らない旨の通知をおこないます。

買取協議をおこなう旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間を経過する日まで、土地の譲渡が禁止されます。買い取らない旨の通知があった場合は、その通知があった日から売却が可能となります。